

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、『「心」がツナガル豊かな社会を目指して ～Connect with your heart～』という企業理念のもと、多様化する情報通信技術の健全かつ進歩的な発展と雇用創出を通じて、豊かな社会に貢献することこそが、ハーツユナイテッドグループの存在意義であり経営目標であると考えております。

当社は、厳しい経営環境の変化に対応し、株主、顧客、取引先、従業員及び地域社会などの当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応える企業活動を通じて、企業価値のさらなる向上のため、グループ経営を統括する立場から、グループ経営方針・経営戦略の策定、経営資源の配分及び事業会社である子会社等の経営指導等を通じて、法令や社会規範を遵守しつつ、経営の透明性確保及び経営の効率化を推進して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

当社では、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、当社の株主における機関投資家や海外投資家の株主構成比率の推移を踏まえ、継続的に検討を行って参ります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会における経営の監督の実効性及び適正性を確保し、その維持・向上を図るため、事業年度毎に、各取締役の自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性に関する分析、評価を行う仕組みの検討を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社において取締役との会社法上の利益相反取引を行う必要がある場合については、取締役会において、その行為・取引の性質や重要性等を確認の上、その都度、審議・検討を行い、承認致します。また、実行後については、実行した旨及びその内容等について取締役会に報告を行うこととしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 企業理念、経営戦略、経営計画等

当社は、企業理念に基づき、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、計画を策定・開示し、その実現に向けて最善の努力を行って参ります。

《企業理念》

<http://www.heartsunitedgroup.co.jp/corporate.philosophy.html>

《中期経営計画》

http://www.heartsunitedgroup.co.jp/ir_MediumtermManagementPlan.html

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、ステークホルダーの信頼に応える企業活動を通じて、企業価値のさらなる向上のため、グループ経営を統括する立場から、グループ経営方針・経営戦略の策定、経営資源の配分及び事業会社である子会社等の経営指導等を通じて、法令や社会規範を遵守しつつ、経営の透明性確保及び経営の効率化を推進して参ります。

3. 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社は、取締役の報酬等の決定方針及び手続について、過半数の社外取締役で構成される指名報酬委員会が答申を行い、取締役会は、かかる答申を最大限に尊重し決定しております。

4. 取締役、監査役の選任・指名を行うに当たっての方針と手続き

当社は、取締役及び監査役の選任・指名について、過半数の社外取締役で構成される指名報酬委員会が答申を行い、取締役会は、かかる答申を最大限に尊重し決定しております。

5. 取締役、監査役の個々の選任理由

当社は、取締役及び監査役について、候補者の個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会は、次に掲げる事項に関する決議を行うものとしております。

- (1) 株主総会に関する事項
- (2) 決算に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) 株式及び社債に関する事項
- (5) 剰余金の配当に関する事項
- (6) 重要な人事に関する事項
- (7) 重要な業務執行に関する事項
- (8) 子会社に関する事項

- (9)重要な規定の制定、改廃に関する事項
(10)その他、定款、社内規定により取締役会の決議を必要とする事項

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役を選任するための独立性に関する判断基準を以下のとおり策定しております。また、独立社外取締役及び独立社外監査役については、独立役員として、東京証券取引所に届け出を行っております。

≪独立性に関する判断基準≫
当社の社外取締役は、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断する。
(1)過去3年間に於いて、当社及び当社の関係会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者であった者。
(2)過去3年間に於いて、当社及び当社の関係会社の主要な取引先又はその業務執行者であった者。
(3)過去3年間に於いて、当社及び当社の関係会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家であった者(当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属していた者)。
(4)次のa.及びb.のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(二親等以内の親族)。
a.(1)から(3)までに掲げる者。
b.当社の関係会社の業務執行者。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社は、取締役会の構成について、当社グループの成長にあわせ、知識、経験、能力等を相互に補完しうる多様な役員で構成されるべきと考えております。また、より客観的かつ独立の立場からの意見・指摘が、取締役会における議論の活性化に資するとの考えから、当社の定める独立性基準を満たした社外取締役を2名以上選任致します。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】
取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)は、当社グループに時間・労力を振り向けるべく、原則として、当社グループを除く、他の上場会社の役員を兼務しないものとし、やむを得ず取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼務する場合は、極力当社における職務に注力するものとしております。
取締役及び監査役の他社での兼務状況は、法令等に基づき、株主総会招集通知、事業報告等において開示致します。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針】
当社は、取締役及び監査役に対し、求められる役割を果たすために、外部専門講師等による役員研修を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、経営戦略や事業に対する理解を得るため株主との十分な対話の機会の確保を意識し、経営陣幹部、IR担当役員及びIR担当責任者が主体となったIR活動を行います。
IR担当は、社長を含む取締役の株主及び投資家との対話を補助し、経営戦略部門、管理部門、当社グループ内の主要部門と日常的に連携します。年間の基本活動は、年2回の経営陣幹部による決算説明会開催のほか、カンファレンス、スモールミーティング等にも積極的に参加しており、また、株主からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲で対応することに努めております。IR活動等を通じて寄せられた株主やアナリストの意見は、IR担当役員が情報を集約し、その重要性や必要性に応じて取締役会への報告や社内周知を行います。また、当社は、内部規定に基づき、未公表のインサイダー情報の管理を徹底致します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮澤 栄一	8,040,000	33.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,804,000	11.73
A-1合同会社	1,200,000	5.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	735,500	3.07
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	550,000	2.30
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/ UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	450,000	1.88
資産管理サービス信託銀行株式会社	343,200	1.43
若狭 泰之	340,000	1.42
日本生命保険相互会社	228,000	0.95
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人 バークレイズ証券株式会社)	132,600	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

1. 上記のほかに当社所有の自己株式1,943,204株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.13%)があります。
2. みずほ証券株式会社及びその共同保有者から、平成29年4月7日付けで提出された大量保有報告書において、同年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

(氏名又は名称)みずほ証券株式会社
(所有株式数)62,400株
(割合)0.26%

(氏名又は名称)アセットマネジメントOne株式会社
(所有株式数)1,139,500株
(割合)4.77%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳谷 孝	他の会社の出身者											
デイビット・ストック	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳谷 孝	○	——	同氏は、会社経営者としての豊富な経験を有し、客観的立場から当社の経営を監督していただくことができると判断しております。また、過去に当社との間で顧問契約を締結しておりましたが、その報酬額は僅少であり、独立役員の要件を充足し、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
デイビット・ストック	○	——	同氏は、グローバルビジネスにおける豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有し、客観的立場から当社の経営を監督していただくことができると判断しており、独立役員の要件を充足し、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、当社及び主要子会社の取締役、監査役及び執行役員の指名、並びに報酬等に関する意思決定の公平性及び客観性を確保し、当社グループのコーポレートガバナンス機能の強化を図るため、当社は委員会設置会社ではありませんが、取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数(取締役会長及び社外取締役2名が委員)で構成される指名報酬委員会を任意で設置しております。
指名報酬委員会の委員長は委員の互選をもって選定されます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から会計監査の内容や結果について報告を受けるとともに、必要に応じ、監査計画、監査実施状況等についての意見交換を行い、相互の連携を高めるようにしております。
監査役は内部監査人と定期的に意見交換を行い、監査計画、監査実施状況等を相互で共有し、効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺尾 幸治	弁護士													
高井 峰雄	他の会社の出身者													
二川 敏文	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺尾 幸治	○	——	同氏は、弁護士として、専門的知見等があり、また、過去に当社のグループ会社である株式会社デジタルハーツの顧問弁護士でありましたが、その報酬額は多額なものではなく、独立役員の要件を充足し、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
高井 峰雄	○	——	同氏は、金融機関での勤務を通じて培った専門的知見等があり、独立役員の要件を充足し、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
二川 敏文	○	——	同氏は、金融機関での勤務を通じて培った専門的知見等があり、独立役員の要件を充足し、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員5名全員を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

平成29年6月27日開催の第4回定時株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第4期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)の有価証券報告書で開示のとおり、取締役報酬等の額は、117,047千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等の決定について、過半数の社外取締役で構成される指名報酬委員会が答申を行い、取締役会は、かかる答申を最大限尊重し、決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役に対しては管理部門、社外監査役に対しては内部監査部門が中心となり、適宜必要な資料及び情報の提供やヒアリング対応等のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社の機関の基本説明

- ・当社は、監査役会設置会社であり、取締役会は取締役5名(うち社外取締役2名、男性5名)で、監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名、男性4名)で構成しております。
- ・当社は、会計監査人については有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

(取締役会)

当社の取締役会は取締役5名(うち社外取締役2名)で構成しており、原則として毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、次に掲げる事項に関する重要事項の審議と決議を行います。

- (1)株主総会に関する事項
- (2)決算に関する事項
- (3)役員に関する事項
- (4)株式及び社債に関する事項
- (5)剰余金の配当に関する事項
- (6)重要な人事に関する事項
- (7)重要な業務執行に関する事項
- (8)子会社に関する事項
- (9)重要な規定の制定、改廃に関する事項
- (10)その他、定款、社内規定により取締役会の決議を必要とする事項

(指名報酬委員会)

指名報酬委員会は、当社及び主要子会社の取締役、監査役及び執行役員の指名、並びに報酬等に関する意思決定の公平性及び客観性を確保し、当社グループのコーポレートガバナンス機能の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、過半数の社外取締役で構成され、取締役会に対して、取締役、監査役及び執行役員の指名並びに報酬等に関して答申を行います。

(グループコンプライアンス委員会)

当社では、グループコンプライアンスガイドラインを定め、企業倫理や遵法精神をグループ内に浸透させ、不正や違法行為を未然に防止するための仕組みや社風をグループ全体に築くことを目的として、取締役、監査役、執行役員及びグループ各社の社長等で構成するグループコンプライアンス委員会を設置しております。当委員会では、当社グループの事業の特性に応じた様々な議題を取り上げ、事前に聴取した外部の職業的専門家(法務、税務、労務等)の意見も踏まえたうえで、コンプライアンス体制の強化に努めております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

(内部監査)

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室に属する内部監査人1名が、監査役及び会計監査人と連携し、グループにおける業務活動の有効性及び効率性の観点から内部監査を実施致します。

内部監査人は、内部監査に係る社内規程等に準拠し、年間計画に基づき、グループ全体の監査を実施致します。

監査結果は代表取締役社長に直接報告されるとともに、被監査部門に対しては監査結果を踏まえた具体的な改善指導を行います。また、その後の改善状況等について検証・分析し、必要に応じて改善指導等を実施致します。

なお、内部統制報告制度に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する評価も実施致します。

(監査役監査)

当社では、監査役会を設置し組織的かつ計画的に監査役監査を実施するとともに、各監査役は内部監査人及び会計監査人と連携し、効果的かつ効率的に監査役監査を実施致します。

当社の監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成しており、原則として毎月1回、監査役会を開催しております。各監査役は、当社グループ内での過去における経理経験や弁護士としての法務に関する知見、金融機関勤務を通じて培った財務に関する知見等を活かし、関係法令、監査役会が定めた規則及び監査役会における協議結果に基づき、取締役の職務執行の状況について、その適法性を中心に監査を実施致します。また、取締役会やその他の重要な会議体への出席等を通じて、業務執行が法令、定款及び社内規程等に準拠して行われているかについても監査を実施致します。

3. 会計監査の状況

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任し、同監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度に係る監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりです。

監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員: 藤本貴子、野田智也

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士14名、その他11名

4. 内部統制部門、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部統制部門、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携は、以下のとおりであります。

・監査役及び内部監査人は、業務監査の実施に際して、相互に監査計画を閲覧するとともに、監査実施後は監査結果につき意見交換を行うことを通じて、情報共有を図る体制を敷いております。また、監査役及び内部監査人による監査結果は、会計監査人にも伝達されており、会計監査人は、必要に応じて監査役及び内部監査人に対して質問等を実施しております。なお、被監査部門は、監査結果を踏まえ内部統制の改善を図っております。

・監査役は、会計監査を実施するにあたり、主要な被監査部門たる財務経理部門長及び当該部門の管掌取締役、及びグループ各社の社長並びに適切な部門責任者等に対して、重要事項に関する説明を求めるとともに、会計監査人と監査実施前に協議を行うことにより、効果的かつ効率的な監査を実施しております。また、会計監査人による会計監査の実施後においては、監査役は会計監査人に対して、監査の方法等を確認することを通じて、会計監査人による会計監査の相当性を評価しております。

・監査役、会計監査人及び内部監査人は、財務報告に係る内部統制の監査及び評価の実施に際して、内部統制部門に対して、業務の内容並びに業務のリスク及びそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、監査役及び会計監査人は、内部統制の評価者たる内部監査人に対して、評価方法及び評価結果の判断プロセス等につき質問等を実施致します。また、内部統制部門は、監査役、会計監査人及び内部監

査人による指摘等を踏まえ、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

5. 社外役員

当社では、社外取締役及び社外監査役(当社は、社外役員5名全員を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。)は、取締役会やその他の重要な会議体への出席、社外役員間での定期的な会合等を通じて、独立性の高い立場から、取締役による職務執行の監督・監視等を実施しております。

また、当社では、コーポレートガバナンスの一層の強化・充実を図る観点から、社外役員を選任するための独立性に関する判断基準を定め、本報告書において開示しております。

6. 社外役員との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨定款に定めております。当該規定に基づき、当社と当社の社外取締役2名及び社外監査役3名とは責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行につき善意かつ重大な過失が無いときに限られております。

7. 会計監査人との責任限定契約

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。当該規定に基づく当社と会計監査人との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

監査受嘱者の本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者の損害は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額として法務省令で定める方法により算定される額に二を乗じて得た額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役による客観的立場からの経営の監督及び監査役監査による取締役の職務の監視が行われております。

このため、当社の規模、業態等を勘案し、経営上の意思決定等においては、十分な牽制機能を有していると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んで参る所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日時において株主総会の開催に取り組んで参る所存です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	すべてのステークホルダーに対し透明性、公平性、継続性を基本に金融商品取引法及び当社が上場している東京証券取引所の定める諸規則を遵守し、タイムリーかつ正確な情報提供に努めて参ります。 情報の提供にあたっては、関連法規に準拠するとともに、当社グループの事業活動を幅広く理解していただくため、経営方針や事業戦略、財務情報などさまざまなIR情報を発信して参ります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年1回または2回開催し、業績の概況や今後の事業展開等について、社長、IR担当役員らが説明する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書、その他の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署はIR部門であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、多様化する情報通信技術の健全かつ進歩的な発展と若年層を中心とした雇用の創出を通じて、豊かな社会に貢献する事を経営目標としております。そのため、当社グループが営む各事業は、本質的に社会及び環境に係る課題を解決しようとするものであり、事業を遂行することこそ当社グループが貢献できる情報通信社会の発展と雇用の創出そのものであると認識しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社およびグループ会社は、「グループコンプライアンスガイドライン」に基づき、当社およびグループ会社の取締役、使用人の職務の執行が、法令、定款はもとより社会規範、企業倫理、社内規程に適合することを確保し、適正かつ健全に遂行されるための体制を構築するものとする。
(2) 当社は、グループ全体で遵守意識の醸成を図るべく、当社グループの役員を対象に、コンプライアンス研修を実施する。
(3) 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、法律に即して断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないものとする。
(4) 当社およびグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用するものとする。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、法令および社内規程等に従い、適切に保存、管理するものとする。
(2) 取締役および監査役から閲覧の要請があった場合には、すみやかに閲覧に供することとする。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、グループの経営に損失を及ぼすおそれのあるリスクについては、「グループリスクマネジメント規程」に基づき対応を図るとともに、特に重大なリスクについては、グループ各社の経営会議等において対処方針を検討し、的確に把握し、管理するものとする。
(2) 当社は、重大なリスクが顕在化した場合には、当社の代表取締役または当社の代表取締役が指名する者を責任者とする緊急対策チームを設置し、適時、適切に対応策を講じるものとする。
(3) グループ会社は、各社のリスク管理体制および危機管理体制を適切に整備するものとする。
4. 当社の取締役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、グループ全体にかかる経営戦略やグループ経営の根幹となる基本方針等を策定し、グループ経営会議等を通じて、グループ会社への指導およびグループ全体での進捗状況の定期的な確認を行い、グループ会社は、当該戦略および基本方針等に基づき、事業計画の立案、実施を行うものとする。
(2) 当社は、グループにおける指揮命令系統、権限およびその他の組織に関する基準を定め、グループ会社は、これに準拠した規程や体制の整備を行うものとする。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、「関係会社管理規程」を定め、同規程および法令等に基づきグループ会社の状況に応じて適切な管理、指導を行うとともに、グループ会社における重要事項の決定を当社取締役会の付議および承認事項とする。
(2) 当社は、当社の取締役およびグループ会社の取締役を構成員とするグループ経営会議を通じて、グループ全体における意思統一およびグループ会社に対する指示・監督を行うものとする。
(3) 当社は、グループ会社に役員を派遣し、監視・監督を行うとともに、当社の内部監査部門は、監査役と連携を図りながら、当社およびグループ会社に対する法令、社内規程等への適合性の観点から、当社およびグループ会社の監査を実施する等、監査体制の強化を図るものとする。
(4) 当社は、内部監査部門および監査役を窓口として、当社グループの役職員が、当社およびグループ会社のコンプライアンスについて、直接通報できるグループ内部通報制度を構築するものとする。
(5) グループ会社は、当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、重要な情報は経営会議等を通じ、その他営業および事業の進捗状況、月次決算書、その他グループ会社の業務全般に関する事項については、定期的に当社の経営管理部門を通じて、当社に報告を行うものとする。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 当社は、当社の監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、専任または兼任による使用人を置くものとする。
(2) 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、指揮命令権は当社の監査役に属するものとし、異動、人事考課、懲戒等の人事事項については、当社の監査役の同意を得た上で決定するものとする。
7. 当社の監査役に報告するための体制
(1) 当社の取締役および使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うものとする。
(2) 当社およびグループ会社の取締役、使用人は、当社の監査役に対し、法定の事項はもとより、当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の状況、グループ内部通報制度による通報状況等を報告するものとする。
8. 当社の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役への報告を行った当社およびグループ会社の取締役、使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとし、当社およびグループ会社の取締役、使用人に周知徹底するものとする。
9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該請求に係る費用等を処理するものとする。
(2) 当社の取締役は、当社の監査役職務の執行に要する費用等については、監査の実効性を担保するべく予算確保の措置をとるものとする。
10. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の監査役は、当社およびグループ会社の取締役、重要な使用人等から必要に応じて意見聴取を行うものとする。
(2) 当社の監査役は、当社およびグループ会社の取締役と定期的な会合を行うものとする。
(3) 当社の監査役は、グループ経営会議その他の重要会議に出席し、重要事項の審議、報告状況を確認するものとする。
(4) 当社の監査役は、内部監査部門および会計監査人と定期的に情報交換、意見交換を行い、相互に連携して監査を実施するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に対しては、法律に即して断固たる行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

当社は、管理部門を統括部門とし、警察・弁護士等の外部機関と連携を図り、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備するとともに、社内研修等を通じ、反社会的勢力排除へ向けた啓発活動を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要〕

1. 会社情報の開示に係る基本方針

当社は、株主や投資家をはじめとしたすべてのステークホルダーに対し、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」という）に則り、会社情報の適時適切な開示に努めて参ります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の管理に関する規定を定め、経営企画部門を情報管理担当部門と位置づけております。これに基づき情報取扱責任者が、情報収集の迅速性・網羅性、開示判断の適切性等に留意しつつ、IR部門を通じて会社情報を適時に開示して参ります。

また、開示の要否に係る判断や開示資料の作成に関しては、必要に応じて監査法人や顧問弁護士等の外部専門家に意見を求めることとしております。

(1) 決定事実に関する情報

当社では、情報取扱責任者が当社及び子会社の取締役会付議事項を事前に把握し、適時開示規則に照らして開示すべきと判断される場合には、予め開示資料を作成致します。その後、取締役会での決議承認を経た後に、速やかに開示を実施致します。

また、重要事実に該当する事項ではない場合でも、投資家に対して開示すべきと判断した情報については、任意で情報開示を実施致します。

(2) 発生事実に関する情報

当社では、発生事実につきましては、各部門及び子会社等から情報取扱責任者への報告をもとにIR部門を通じて、代表取締役社長に報告されます。重要事実と判断される場合にはIR広報室が開示資料を作成し、取締役会に報告を行った上で、適切な時期に開示を行います。

なお、緊急性を要する場合には、代表取締役社長の判断のもと適時に開示を致します。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部門が作成し、監査法人による監査を受けた後に、取締役会に報告し、作成承認及び提出承認を得た上で、公表致します。

3. 情報の開示方法

情報の開示は、関係法令及び「適時開示規則」に従い、株式会社東京証券取引所の適時開示データベース(TDnet)への登録により行います。

また、報道機関に対しては、株式会社東京証券取引所IRクラブ内での記者発表や、資料投函を通じたプレスリリースの配信を行います。

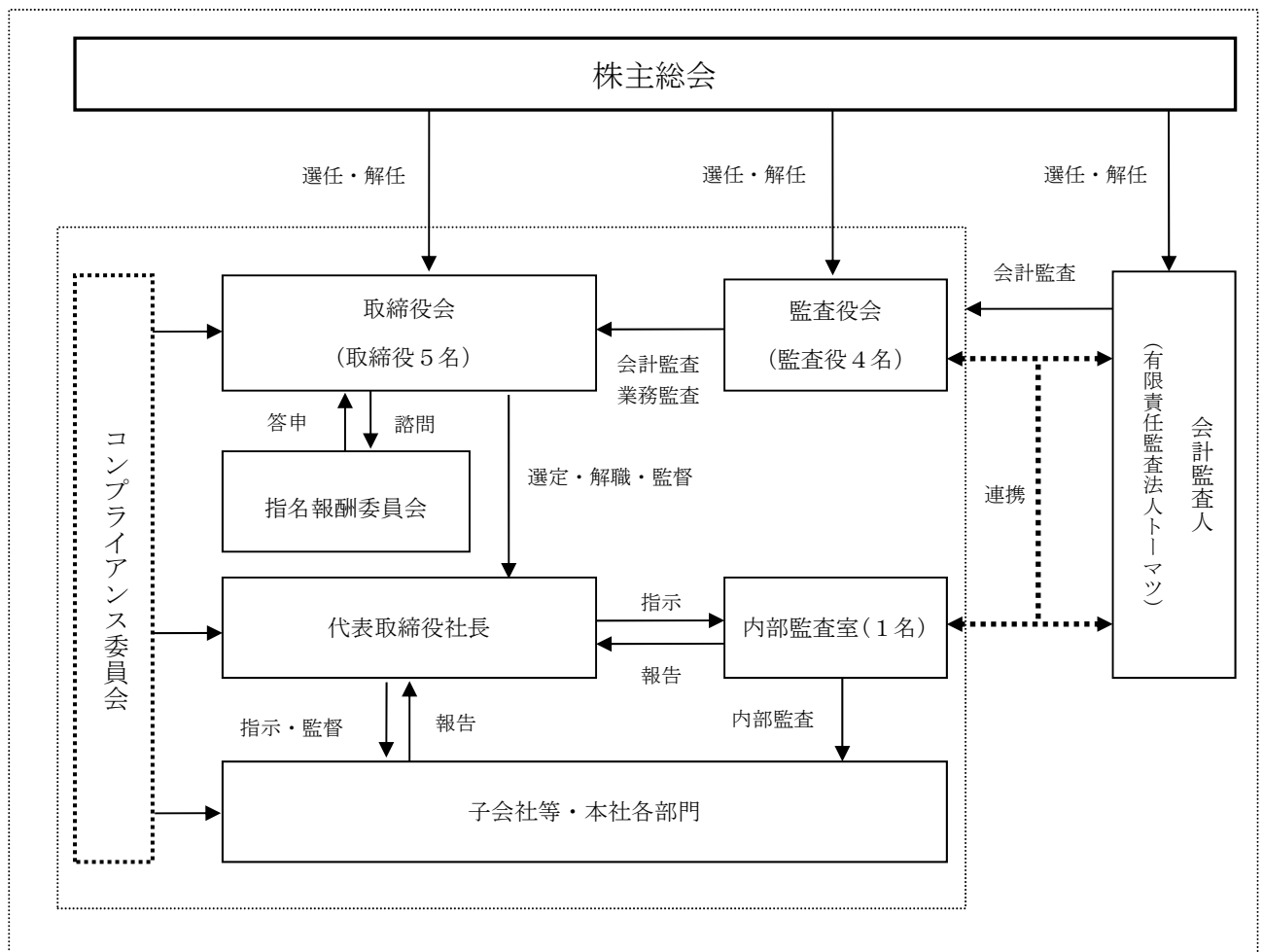
なお、上記の開示情報は、当社ホームページにおいても掲載致します。

4. 開示業務に関する統制・監視

当社では、業務の執行部門から独立した立場にある内部監査部門として内部監査室を設置しております。内部監査室は、監査役と連携して、整備した適時開示体制の実効的な運用を担保する観点から、開示業務が適切に実施されているかどうかを確認するためのモニタリング活動を実施しております。

具体的には、開示体制全般に関するモニタリングのみならず、原則として開示の都度、開示情報の収集における迅速性・網羅性、開示判断の適切性、及び開示の公平性・積極性等の観点から、内部監査、監査役監査を実施しております。

【内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

決 算 情 報

決 定 事 実

発 生 事 実

